

横浜市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

制定 平成27年4月1日 保運第1号（局長決裁）
最近改正 令和7年4月1日 保運第1839号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第3号に規定する日用品、文房具その他の特定教育・保育及び特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育及び特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の全部又は一部を助成する事業（以下「補足給付事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この要綱における用語の定義は法の例による。

（助成の対象となる者）

第3条 補足給付事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）の教育・保育給付認定保護者について行う。

（補足給付費の助成）

第4条 補足給付事業は、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号。以下「条例」という。）第13条第4項各号（第3号に該当するものを除く。）及び第43条第4項各号に規定する日用品、文房具その他の特定教育・保育及び特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用、特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設等」という。）に通う際に提供される便宜に要する費用、その他特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち、施設等の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められる費用について行う。

2 前項に規定する費用の助成の額は、次に定める額を限度として、当該教育・保育給付認定保護者が施設等に対して本来負担しなければならない費用について助成する。

教材費及び行事費等 2,700円（月額）

（助成の方法）

第5条 前条第1項に規定する費用（以下「補足給付費」という。）の助成は、教育・保育給付認定保護者が補足給付を受けることができる旨記載された利用料通知書又は利用料変更通知書を施設等に提示して保育を利用した場合に、前条第2項に規定する額を横浜市が当該施設等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、施設等は、当該教育・保育給付認定保護者の居住する区の区長から助成の対象である旨の通知等を受けた場合には、当該教育・保育給付認定保護者について助成の対象とすることができる。この場合、施設等は、当該教育・保育給付認定保護者に対して、助成の対象となる

こと、その内容、額等について文書で説明しなければならない。

3 第1項に規定する補足給付費の助成については、横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱の支払等と同様の手続により行う。

4 施設等は、補足給付費の助成を請求する際には、助成の内容等について「補足給付確認書（第1号様式）」により内訳書その他こども青少年局長が指定する書類を添付しなければならない。

（返還）

第6条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

補足給付確認書

横浜市長

年月日

施設名称
住所

代表者名

_____年____月の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名	(認定証番号)
-------	----------

①補足給付対象の実費徴収項目(補助金等の適用がないもの)

教材費等 (1・2・3号認定)	項目	(か月目) /(か月)※	(円)/総額	(円)
	項目	(か月目) /(か月)※	(円)/総額	(円)
教材費等 (1・2・3号認定)	項目	(か月目) /(か月)※	(円)/総額	(円)
	項目	(か月目) /(か月)※	(円)/総額	(円)
教材費等 (1・2・3号認定)	項目	(か月目) /(か月)※	(円)/総額	(円)

②補足給付対象の実費徴収項目(補助金等の適用があるもの)

教材費等 (1・2・3号認定)	項目	利用料総額	補助額
		(か月目) /(か月)※	—
			補足給付適用額 = 0 (円)
		合計	④ 0 (円)

※一括払いではなく分割払いにした場合に記入してください。

② ①で合計した金額(④)をもとに補足給付額・保護者負担額を計算

補足給付額	教材費等 (上限2,700円)	⑤	0 (円)
-------	--------------------	---	-------

※⑤は④と上限2,700円を比較して低い金額を記入してください。

※⑤の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

保護者負担額	教材費等 ※マイナスにはなりません	④-⑤	0 (円)
--------	----------------------	-----	-------

以上の実費徴収の補足給付について、確認しました。

年月日

<添付書類>実費徴収した項目と金額が分かるもの

(保護者自署)

様